

文京区景観づくり審議会区民公募委員募集要領

25文都計第10119号 平成25年12月27日区長決定

2021文都住第814号 令和4年2月22日部長決定

(目的)

第1条 この要領は、区政運営の公正と透明性の向上を図り、もって開かれた区政の実現に資するため、文京区景観づくり条例施行規則（平成25年10月文京区規則第71号）第25条第2号に規定する区民等の委員を公募することについて、必要な事項を定めるものとする。

(公募する委員の数)

第2条 公募による区民等の委員（以下「区民公募委員」という。）の数は、5人以内とする。

(応募資格)

第3条 区民公募委員に応募することができる者は、区の景観形成に関心があり、区の区域内に住所を有する者であって、この要領に基づき公募を行う年度の4月1日（以下「基準日」という。）において満20歳以上であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、区民公募委員に応募することができない。

(1) 区議会議員

(2) 区職員

(3) 基準日において2以上の区の審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置された附属機関及び区長その他の執行機関がその審議、協議等の結果を区政に反映させることを主な目的として条例、規則、要綱等に基づき設置された審議会、協議会、委員会その他の合議制機関をいう。）の委員である者

(募集方法)

第4条 区民公募委員の募集については、区報ぶんきょう及び区ホームページに掲載することにより行う。

(応募方法)

第5条 区民公募委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、文京区景観づくり審議会区民公募委員申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に作文（800字程度）を添えて、別に定める募集期間内により、区長に申し込むものとする。

2 前項の作文のテーマは、「景観についての私の意見」とする。

3 応募者は、申込書に代えて、申込書に記載すべき必要事項及び第1項の作文の情報をもって、区ホームページにおけるメールフォームにより応募することができる。

(選考)

第6条 区長は、応募した者の中から、申込書及び作文の審査並びに面接により、区民公募委員を選考する。

2 前項の選考結果については、応募した者全員に通知する。

3 区民公募委員となった者の作文について、文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号）第5条の規定による公開の請求があった場合は、当該区民公募委員となった者の作文は、氏名を入れて公開するものとする。

(委任)

第7条 この要領の施行について必要な事項は、都市計画部長が定める。

付 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年2月22日から施行する。

別記様式（第5条関係）

文京区景観づくり審議会
区民公募委員申込書

受付番号

年 月 日

ふりがな	
氏名	
住所	〒 -
電話番号 FAX番号 メールアドレス	電話 () FAX () メールアドレス
職業	(記入は任意です)
生年月日	年 月 日生 (年4月1日現在 満 歳)
応募の動機	